



募集内容

- ▼ キャラクターのデザイン画
 - >>> 画材、技法は自由。彩色(カラー)仕上げとしてください。
 - >>> 原則、指定応募用紙(本紙裏面)を使用してください。
 - >>> 正面、背面、側面から捉えたデザインを作成してください。
- ▼ キャラクターの愛称
- ▼ キャラクターデザインの趣旨や意味、プロフィールなど
- 募集するキャラクターのテーマ(次の事項に該当するもの)
- ① 板倉町の自然、歴史、文化、特産品などのPRにふさわしいデザインであること
- ② 板倉町のイメージ向上に繋がるデザインであること
- ③多くの人から親しまれ、愛着が持たれるデザインであること
- ④ 着ぐるみやぬいぐるみなど、幅広い用途で活用できるデザインであること
- ⑤ キャラクターは単体で1つの作品となっていること

応募条件

- ▼ **どなたでも応募できます**。(町内・町外、プロ・アマ、個人・団体等は問いません)
- ▼ 応募は一人何点でも可能です。
- ▼ 応募作品は、自作で未発表作品に限り、他の作品と同一、類似または第三者の著作権等の 権利を侵害していないものであること。

板倉町の魅力を内外に効果的に発信していくこと を目的に誰からも愛されるイメージキャラクター のデザインと愛称を募集します。

賞及び副賞

最優秀賞《1点》

副賞 5万円 + 5千円相当賞品

優秀賞《複数点》

副賞 5 千円相当賞品

※優秀賞の点数は応募作品数 によって変更される 場合があります

応募先・お問い合せ先

群馬県 板倉町 産業振興課 産業政策係

〒374-0112 群馬県邑楽郡板倉町朝日野3丁目9番地(板倉ニュータウン販売センター内) Tel. 0276-70-4040 / Fax. 0276-70-4041 / E-mail:k-sangyou@town.itakura.gunma.jp

~ みんなが安心して暮らせるまち~



http://www.town.itakura.gunma.jp

応募方法

- ▼ 郵送・持参またはEメールで応募してください。
 - >>> Eメールで添付可能なファイルサイズは2MB以内となります。
 - >>> 電子データを提出される場合は、応募用紙のフォーマットに準じた形式としてください。
- ▼ 応募作品のデザイン画は所定の応募用紙を使用し、作品が折れないように提出してください。
- ▼ 応募用紙は1作品につき1枚を提出してください。

応募に当たっての留意事項

- (1) 自作のオリジナル作品及び未発表作品でない作品、著作権を侵害するおそれのある作品、虚偽の応募等、これらの条件に違反したことが判明した作品は採用の有無にかかわらず失格となります。
- (2) 採用作品は、採用決定と同時に板倉町に対し当該作品(キャラクターのデザイン画、説明資料、その他附属資料の一切を含む。)の著作権(著作権法第27条、28条を含む一切の権限)を譲渡するものとし、当該作品の著作権及び使用権は板倉町に帰属するものとします。
- (3) 最優秀賞の受賞者は、板倉町が当該作品を使用するにあたり、著作者人格権を行使しないものとします。
- (4) 最優秀賞の受賞者と板倉町は、上記(2)(3)を内容とした著作権譲渡及び著作者人格権を行使しないことを含む契約を締結するものとします。なお、契約にあたり、最優秀賞の副賞以外の契約料や使用料の金銭的対価はお支払いしませんのでご了承ください。
- (5) 応募作品の著作権などに関する問題が発生した場合は、すべて応募者の責任とし、板倉町は一切の責任を負いません。 また、これにより板倉町が損害を被った場合は、損害を賠償していただきます。
- (6) 応募作品の採用及び使用にあたっては、デザイン、色彩等の一部を補正または修正させていただく場合があります。 また、愛称についても、ご相談のうえ修正させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- (7) 応募作品は、返却しませんのでご了承ください。
- (8) 応募にかかる費用は、応募者負担となります。

選定方法

各賞の選定は、選考委員会による一次審査で優秀賞作品を複数点選定後、町民投票による二次審査において 最優秀賞作品を1点選定し、板倉町の公式イメージキャラクターとして採用します。

入選作品以外の法的取り扱いについて

最優秀及び優秀作品以外の応募作品の著作権は、それぞれの応募者に帰属します。

個人情報の取り扱いについて

- (1) 応募作品に係る個人情報については、作品の審査・発表・表彰・応募状況の集計・公表以外の目的で使用することはありません。
- (2) 入賞者につきましては、住所地、氏名、年齢、職業(学校名)を公表させていただきます。

応募先・お問い合せ先

群馬県 板倉町 産業振興課 産業政策係

〒374-0112 群馬県邑楽郡板倉町朝日野 3 丁目 9 番地(板倉ニュータウン販売センター内) Tel. 0276-70-4040 / Fax. 0276-70-4041 / E-mail:k-sangyou@town.itakura.gunma.jp ~ みんなが安心して暮らせるまち~

